

●暮らしの焦点……

東京都人権条例 運動でもりこまれた前進面と課題



原 のり子
(党東京都議会議員)

運動を反映した条例

小池百合子都知事提案の「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」(以下、「人権条例」)は、二〇一八年の都議会第三回定例会で、都民ファースト(五三人)、公明党(二三人)、日本共産党(一八人)、立憲・民主クラブ(五人)、維新(一人)、生活者ネット

(一人)の賛成、自民党(二三人)は反対し、かがやけTOKYO(二人)は退席、圧倒的多数で可決・成立しました(二〇月五日)。
二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック、二〇一九年の東京で開催されるラグビーワールドカップに向けて、「オリンピック憲章には、いかなる差別もあってはならないとする人権尊重の理念が謳うたわれており、都とし

てこの実現を目指す」(第二回定例会知事所信表明、六月一二日)として提案されたものです。

全体は前文と三章で構成され、あらゆる差別は許されないことを位置づけ、そのうえで、対策が遅れている多様な性の理解の推進と差別禁止、ヘイトスピーチを許さない取り組みの強化について書かれています。自民党は、「知事のパフォーマンス」と非難しましたが、共産党は、都民の運動による大事な内容もりこまれており、より良い条例につくり上げていくことが大事だ、という立場でとりくみました。

二〇一七年二月六日、第四回定例会で、都民ファーストの代表質問に対し、知事が条例の検討を指示していることを明らかにし、二〇一八年五月に「条例のポイント」が示され、有識者ヒアリングも行われました。その後、「条例案の概要」が示され、第二回定例会の知事の所信表明で、第三回定例会への提案を目指していると表明。

「条例案の概要」についてのパブリックコメントを実施し、総務委員会でも質疑が行われました。それらをふまえて、九月二六日からの第三回定例会で条例案が示され、総務委員会での質疑を経て、最終本会議で可決・成立しました。

「すべての人に関わる」ものとして

第二回定例会の総務委員会で質疑をした「条例案の概要」は、当初発表された「条例のポイント」よりも内容が発展し、セクシュアルマイノリティ当事者への差別解消だけではなく、性的指向（どの性別を好きになるか、ならないか）・性自認（自分の性の認識）を理由とした差別の解消という、すべての人に関わるものとなりました。こうした前進面や、条例案を固めてしまう前に議論する機会をつくったことについて、共産党として評価しました。総務委員のとくとめ道信議員と私は、条例の根幹になることをしっかりと

ことを拒んではならない」としている。地方自治法第二四四条の規定を踏まえること、公の施設の利用制限は集会の自由など基本的人権の制限と密接に関わるため、学識経験者等の意見も聞きながら基準をつくるという答弁もありました。このうえにたつて、さらに総務委員会で質疑を行いました。

条例のポイント

条例にそってポイントを紹介したいと思います。

前文では、「東京に集う多様な人々の人権が誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続ける」ことを確認し、「様々な人権に関する不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする」と明記。

第一章「オリエンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現」は、第一条で「いかなる種類の差別も許されな

提起しようとする準備しました。憲法の遵守を明記すること、あらゆる差別は許されないと明確にすること、性的指向・性自認による差別については禁止を明記すること、相談や被害者救済、啓発だけではなく教育を重視すること、基本計画づくりには市民参加を保障すること、ヘイトスピーチを許さない立場を明確にするとともに、それにかかわらずない表現や言論の自由をきちんと保障すること、などです。また、二〇一五年に全会一致で可決された「外国人の人権が十分尊重されること」を求める意見書」での一致点を重視しました。あわせて、委員会の理事会で、第三回定例会に条例案が提出される前に、閉会中の審査を提案し、参考人質疑などを提起しました。しかし、これらに賛成する会派がなく残念ながら実現しませんでした。第三回定例会に提出された条例案には、共産党が提起した内容が基本的に盛り込まれました。私たちは、委員会への知事の出席を

い」こと、啓発とともに教育の施策の実施を明記。第二条では、都の責務、国や区市町村との連携、都民や事業者の努力義務を規定。

第二章「多様な性の理解の推進」第四条は、都民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取り扱いをしてはならない、と差別的禁止を明記。第五条は、都が基本計画を策定することについて明記し、都民等から意見を聞くことを位置づけた。

第三章「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」は、第八条でヘイトスピーチ解消法が規定する範囲での条例であること位置づけている。第十一条では、都の公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、公の施設の利用制限の基準を知事が定める、となっている。その際、第十四条で規定している学識経験者による審査会から知事に意見を述べることができ、知事が学識経験者に聞いていく、

理事会で提案しましたが、残念ながら賛成がなく実現しませんでした。そうしたなか、議論を尽くすために、委員会審議の前提になる大事な問題を代表質問でとりあげることとしました。

ヘイトスピーチの規制については、「なぜヘイトスピーチ禁止をもっと厳しくうちださないのでか」「ヘイトスピーチ規制は大事だが、言論・表現の自由が脅かされることにならないか」など、さまざまな意見が寄せられました。それらの検討を踏まえ、代表質問で以下の点を確認しました。

ヘイトスピーチの規制では、表現の自由など憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意すること、規制の対象はヘイトスピーチ解消法第二条に規定するものに限られる、との明確な答弁を得ました。また、ヘイトスピーチ規制のため、公の施設の利用制限の基準を知事が定める際、「地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用する

またその内容は公表するということも総務委員会で確認。第十二条では、ヘイトスピーチの拡散防止のための事後公表について位置づけられている。第十八条では、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならぬ、と明記。

私たちは、条例をより良いものにするために修正案を提案しました。ヘイトスピーチの事前規制の基準については、知事自らが審査会の意見を聞かなければならない、と義務規定を追加しました。そして三年後には必ず条例の実施状況を点検し見直すことを規定することです。残念ながら、賛成者はなく通りませんでした。質疑で答弁した憲法遵守の立場を確実に実行するように求めていきます。

条例成立に背を向けた自民党

自民党は、これまで共産党が議論を尽くそうと提案してきた、閉会中審査

も知事の出席要請も賛成してこなかったにもかかわらず、突然、質疑の直前に参考人質疑を理事会で提案しました。わずかの時間で参考人が出そろわず、実施できませんでした。すると、

自分たちは慎重に議論しようとして提起したのに実現しなかったと、これまでの姿勢は棚にあげて主張しました。さらに、総務委員会の質疑で、知事への非難、セクシユアルマイノリティへの侮辱ともとれる発言をくりかえしました。総務委員会は、自民党が委員長で、時間切れで議案が流れてしまうことをねらうかのような動きをするなか、共産党としても他会派との協議もしながら委員会開催に向け努力しました。採決日、八時間遅れでようやく開かれた総務委員会で、自民党は継続審査を主張しましたが、否決。共産党は修正案を提起、他会派の反対で否決。立憲・民主クラブは付帯決議を提案、共産党と生活者ネットは賛成しましたが、反対多数で否決。そして、条例案

差別禁止の条例をつくったら、「LGBTの人」が苦しむと主張しながら、自らの発言であなたたちは少数派だと追い込んでいくような論調でした。人権条例を議論しながら、人権が傷つけられることはあつてはならない、と強く思いました。そもそも、運動のなかで、セクシユアルマイノリティ当事者の人たちだけの問題ではなく、誰もが性自認や性的指向により差別を受けたい、しない、ということへと発展し、条例案になっているという根幹の問題への不理解が露呈されました。私は、質疑のなかでこの条例の根幹を改めて確認しました。

自民党の質問を聞いた方たちから、「ひどすぎる」「ショックだった」「悲しくて涙がでそうになった」などさまざまな声が寄せられました。こうした声を見過ごすことはできません。共産党都議団はこれらの声を議会最終日の本会議討論で紹介しながら、自民党の姿勢を批判し、差別禁止をもちこんだ

本体に対し、共産党としても総合的に判断し、賛成しました。

自民党が反対意見として主張したのは、性的指向と性自認を理由とする差別の解消について国が理解促進にとどまる法案を準備しているときに、都が先駆けて差別禁止の条例をつくるべきではない、というものです。人権条例に反対したこと、委員会の質疑の中心により、自民党は完全に孤立しました。

人を傷つける自民党議員の発言

自民党の議員は、くりかえし「理解促進の以前に、差別の禁止をすることによって、また、意図しないさまざまな悩みや苦しみを生じる方が出てくるのではないか」と述べ、「差別禁止」を盛り込むべきではない、との立場で発言しました。それに対し、都人権部長が「普及啓発と差別解消というのは、車の両輪」とくりかえし答弁したことは非常に重要でした。

力は、セクシユアルマイノリティ当事者を中心とした都民の運動であること指摘し、その意義を確認しました。

条例育て、人権の都市めざして

条例が成立し、今後の課題としては、多様な性の理解を進めることについては、基本計画を策定することになります。すでに全庁横断の会議も始まりました。この策定に向けて、いかに都民参加を進めるかが課題です。

もうひとつは、ヘイトスピーチについてです。今後、学識経験者からなる審議会が設置され、そこで公共施設の利用の事前規制についての基準も決められます。先に述べた観点で、議会からもしつかり意見を述べていきたいと思えます。この間、都内でもヘイトスピーチが連続して行われています。朝鮮大学の近くの玉川上水脇のベンチ一箇所へヘイト落書きがされる、朝鮮学校の生徒を傷つけるツイートを拡散されていく、などのことがくりかえ

自民党の議員が質問のなかで、セクシユアルマイノリティの方々を傷つける発言を行ったことは重大問題です。「差別禁止という取り組みがあらゆるものの差別とされて、この男女関係、男と女とは何か、それによる結婚、家族のあり方、それらを背景とした文化、習慣が崩されていく危険性もあるというふうにもいわれています」(LGBTへの理解を深める授業に関連して)現場の先生方、そしてPTAの方々は、子どもに異性愛も同性愛も同じというような意識を植え付けていく教育というのが、果たしてどうなのかという意見が上がっております」

「LGBTの方々の理解を超えた普遍的愛の考え方として、教育することは、日本の家族観、結婚観も揺るがせかねない内容になる中で、ここはやはり憲法と、そして国の取り組みとも整合し、もつと議論を深めていくことが何よりも大事だというふうにもいわれています」

されています。こうしたことを防止していくためにとりくみを強めなければなりません。

同時に、知事の姿勢が問われています。人権条例を出す一方で、知事は、関東大震災での朝鮮人虐殺問題について、人権侵害と考えるか問うた共産党の代表質問に、将来の歴史家がひもつくもの、と述べ、追悼式典の追悼文とりにやめについても反省はまったくありません。本当に、人権条例にそって誰もが人権を尊重されることを大事にするのであれば、知事の姿勢は改めるべきです。あわせて、朝鮮学校への補助金打ち切りも是正すべきです。こうした問題も、条例に照らして考える、判断するということが明確になりました。

条例は人権を守るとりくみをしてきたさまざまな都民のみなさんの活動があつてこそのものであります。この条例を大事に育てながら、人権の都市、東京へと前進できるように努力していきたいと思つていきます。(はら・のりこ)